

第5 振 動 関 係

(令和8年3月一部改訂)

振動規制法による規制（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）

都道府県知事（市の区域内の地域については市長）は、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定しなければならない。また、指定地域における規制基準を環境大臣が定める基準の範囲内において、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。町村は、定められた規制基準によって住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、環境大臣が定める基準の範囲内において、定められた規制基準に代えて適用すべき規制基準を条例で定めることができる。

I 特定工場等（工場、事業場）、特定建設作業及び道路交通振動における規制地域

特定工場等及び道路交通振動区域区分		特定建設作業振動区域区分 (規則別表第 1 の付表)	
第一種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第一号区域	<p>良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。</p> <p>住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。</p> <p>住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住民が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。</p> <p>学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。</p>
第二種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	第二号区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p5-6 参照。

II 特定工場等（工場、事業場）、特定建設作業及び道路交通振動における規制基準

1 特定工場等（工場、事業場）に係る振動の基準

時間 区域	昼間		夜間	
	午前 8 時から 午後 7 時まで		午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで	
第一種区域	60 デシベル		55 デシベル	
第二種区域	65 デシベル		60 デシベル	

2 特定建設作業に係る振動の基準

規制種別	第一号区域	第二号区域
基準値	75 デシベル	
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
※1日当たりの作業時間	10時間/日を超えないこと	14時間/日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 基準値を超えている場合、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

なお、くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、※欄に定める時間未満6時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

2 適用除外例（上表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動の要請限度

区域	時間	
	昼間	夜間
第一種区域	午前8時から 午後7時まで 65 デシベル	午後7時から 翌日の午前8時まで 60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

III 振動の測定

振動の測定は、特定工場等の敷地境界線において行う。

1 計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする

2 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜が及びおとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定対象とする振動に係る指示値から次表に掲げる指示値の差ごとに補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3 デシベル	4 デシベル	5 デシベル	6 デシベル	7 デシベル	8 デシベル	9 デシベル
補正値	3 デシベル	2 デシベル	1 デシベル				

次ページに続く

- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、指示値とする。
 - 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

IV 振動規制法に基づく地域指定区域区分

1 振動規制法に定める特定工場に係る地域指定状況

市町村	規制区域	
	第一種区域	第二種区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 2 住居が集合している地域として、以下に定める区域 東区画図町重富、東区画図町所島、東区画図町下無田、西區城山半田1丁目から3丁目、西區城山薬師1丁目、2丁目、西區小島2丁目、3丁目、5丁目、西區小島上町、西區中原町、西區中島町のうち、用途地域の定めのない区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 2 用途地域の定めのない区域(「第一種区域」として指定される区域を除く) 3 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 2 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (いずれも、臨港地区及び第一種区域の地域を除く。) 2 用途地域以外の地域(臨港地区を除く) 3 建馬町一番のうち臨港地区の区域
人吉市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 2 用途地域以外の地域
荒尾市 玉名市 山鹿市 宇土市 宇城市 天草市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域
水俣市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 2 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第一種区域の地域を除く。) 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域
苓北町	—	苓北町の区域の全域
上記を除く市町村	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域	1 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 無人島は、規制区域から除く。
- 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

2 振動規制法に定める特定建設作業に係る地域指定状況

市町村	規制区域	
	第一号区域	第二号区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域の定めのない区域(臨港地区を除く)	1 工業地域 工業専用地域 2 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域の定めのない区域(臨港地区を除く) 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 工業地域 工業専用地域 (いずれも、臨港地区及び第一号区域の地域を除く) 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域
人吉市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
荒尾市 玉名市 山鹿市 宇城市 天草市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域
宇土市	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域(第二号区域の地域を除く)	1 工業地域 工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち緑川工業団地、花園地区工業団地の区域

次ページに続く

市町村	規制区域	
	第一号区域	第二号区域
苓北町	苓北町の区域の全域	—
上記以外の市町村	1 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域 工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島は、規制区域から除く。
- 4 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 宇土市の第二号区域の欄に記載されている工業団地のうち、花園地区工業団地は、農村地域産業導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 32 項第 1 号に規定する産業導入地区の区域である。

3 振動規制法に定める道路交通振動の限度に係る区域区分

町村の区域	区域の区分	
	第一種区域	第二種区域
すべての町村	特定工場等に関する振動の規制地域区分が「第一種区域」に該当する区域	特定工場等に関する振動の規制地域区分が「第二種区域」に該当する区域

※熊本県内の市における道路交通振動の区域区分指定状況は、各市にお尋ねください。

V 特定施設の種類並びに特定建設作業

1 特定施設の種類（別表第一）

- | |
|---|
| <p>(1) 金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none">イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）ロ 機械プレスハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）ニ 鍛造機ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。） <p>(2) 圧縮機*（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>(4) 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>(5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）</p> <p>(6) 木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none">イ ドラムバーカーロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。） <p>(7) 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）</p> <p>(9) 合成樹脂用射出成形機</p> <p>(10) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p> |
|---|

※約 0.74kW が 1 馬力（1PS）に相当します。

*：別表第一第二号の圧縮機には、冷凍機に用いるものは含まれない。

2 特定建設作業（別表第二）

- | |
|---|
| <p>(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業</p> <p>(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</p> <p>(3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）</p> <p>(4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）</p> |
|---|